

用語解説

	用語	解説
あ行	育成医療	18歳未満の児童で、身体に障害があり、指定医療機関で、手術等により回復の見込みがあると認められた児童に対して、保険診療にかかる医療費の自己負担額を公費で負担する制度。
か行	Q O L	快適な生活の必要条件であり、人間が日常生活を営むうえで必要とされる満足感、幸福感、安定感を規定している様々な要因の質のこと。
	グループインタビュー	対象者の生活スタイルや意識・行動の実態を把握するために、10名前後の対象者をグループにして、司会者の進行により座談会形式で聞き取りする調査方法。1人の発言が他の対象者の連鎖的な発言を促し、広範囲で深い情報が得られる作用がある。
	健康管理上注意すべき児	健康診査の結果「異常なし」以外の児
	合計特殊出生率	1人の女性(15歳～49歳)が一生に産む子どもの数の平均を表す。(母の年齢別出生数/年齢別女子人口)を、15歳～49歳の間で合計することによって算出する。
	婚姻率(離婚率)	10月1日現在の総人口に対する、年間の婚姻件数(離婚件数)である。
さ行	産後うつ病	出産後1週間から産後数ヶ月までの間に発生し、不眠や気力減退など、うつ病と基本的には変わらない症状を示す。1～2割は重症化し、適切な医療を必要とする。
	SIDS (乳幼児突然死症候群)	それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気である。原因はまだよくわかっていないが、喫煙・うつぶせ寝・人工乳によって発生頻度が高くなる。
	周産期死亡率	出産(出生と妊娠22週以後の死産を合わせた数)千に対する妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡(生後7日未満の死亡)を合わせた数である。
	小児慢性特定疾患	小児慢性疾患のうち特定の疾患(ぜんそく等)について、児童の健全な育成と、治療研究の推進、医療の確立と普及をはかり、併せて患者の負担軽減をはかるため、保険診療にかかる医療費の自己負担額を公費で負担する制度。
	早産	妊娠22週～36週までの間に、赤ちゃんが生まれてしまうことで未熟児の原因となる。早産の原因としては、妊娠中毒症などの病気や、転んだり、おなかを強く打つなどの事故、過労や精神的ショック、イライラなどから子宮への血流を悪くするなどがあげられる。

た行	胎児性アルコール症候群	赤ちゃんがまだ母胎にいる間に母親のアルコール摂取によって引き起こされる神経系脳障害の一種である。妊婦のアルコール摂取量とその摂取頻度により、生まれてくる子どもに軽度から重度に及ぶあらゆる知能障害が顕れることがある。形態異常など外見的に明らかなものや、脳性小児麻痺・てんかん・学習障害などがあるが、特に身体的異常が見られない場合でも、重度の行動障害が見られることもある。
	低体重児	体重が 2,500 g 未満で出生した乳児である。
	DMF	永久歯の処置歯，未処置歯，喪失歯の合計を健診を受けた人数で割った値
な行	乳児死亡率	生後 1 年未満の死亡数を，出生数千対で表したものである。
	妊娠中毒症	妊娠後半期から現れる妊婦特有の病気で，高血圧・蛋白尿・むくみの症状が出る。妊産婦死亡の大きな原因となる他，胎児の発育を阻害し，未熟児や周産期死亡の原因となる。
は行	貧血	妊娠中の貧血が重症化すると，胎児への酸素や栄養が充分でなく，未熟児になるおそれがある。また，出産時に異常出血を起こしたり，産後の回復が遅れ，母乳の出が悪くなることもある。
	ヘルスプロモーション	1986年にオタワで開催されたWHO（世界保健機関）国際会議において提唱されたもので，その柱は 住民一人ひとりが自らの決定に基づいて，健康増進や疾病の予防，さらに障害や慢性疾患をコントロールする能力を高めること 健康を支援する環境づくりを行うこと の2つである。
	母性健康管理指導事項連絡カード	妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び“時差出勤”や“休憩時間の延長”など必要な措置を事業主に正確に伝えるためのカードである。
や行	養育医療	指定医療機関が入院療育を必要と認めた未熟児（1歳未満）に対して，保険診療にかかる医療費の自己負担額を公費で負担する制度。
ら行	ローレル指数	肥満判定に多く利用される体格指数のひとつで，一般に小・中学生の発達指標に用いられている。 体重（kg）×10 ⁷ ÷身長（cm） ³ で算出する。
	労働力率	15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合である。